

平成23年第3回(9月)河合町議会定例会会議録目次

第2号(9月14日)

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	1
出席議員.....	1
欠席議員.....	1
出席説明員.....	1
議会事務局出席者.....	2
開議の宣告.....	3
一般質問	
馬場千恵子.....	3
岡田康則.....	13
西村 潔.....	15
谷本昌弘.....	30
池原真智子.....	36
杵本光清.....	45
散会の宣告.....	50
署名議員.....	53

平成23年第3回(9月)河合町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成23年9月14日(水)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(13名)

1番	馬場千恵子	2番	杵本光清
3番	吉村幸訓	4番	岡田康則
5番	森尾和正	6番	池原真智子
7番	西村 潔	8番	疋田俊文
9番	谷本昌弘	10番	中尾伊佐男
11番	岡井誠也	12番	辻井賢治
13番	弓戸 猛		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	岡井康德	副町長	荒木光義
教育長	藤岡和成	総務部長	迎田臨成
福祉部長	福井裕幸	住民生活部長	竹林信也
まちづくり 推進部長	東 正次	総務部次長	竹田裕昭
福祉部次長	中尾博幸	まちづくり 推進部次長	梅本英則
教育部次長	井筒 匠	政策調整課長	澤井昭仁
財政課長	福井敏夫	税務課長	岡田昌浩
安心安全推進 課長	森嶋雅也	住民福祉課長	大西孝幸

福祉政策課長	杉本正範	社会福祉協議会課長	門口光男
保健スポーツ課長	大平謙治	住民生活課長	津田浩二
環境衛生課長	木村光弘	まちづくり推進課長	堀内伸浩
地域活性課長	山本孝典	上下水道課長	石田英毅
教育総務課長	御輿善弘	生涯学習課長	上村欣也

会議に従事した事務局職員

局	長	増田善紀	主	事	堀内一憲
---	---	------	---	---	------

開議 午前 10 時 00 分

開議の宣告

議長（中尾伊佐男） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しておりますので、平成23年第3回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

一般質問

議長（中尾伊佐男） 本日の日程は一般質問です。

それでは、受け付け順に質問を許します。

馬 場 千恵子

議長（中尾伊佐男） 1番目に、馬場千恵子議員、登壇の上質問願います。

1番（馬場千恵子） はい、議長。

議長（中尾伊佐男） 馬場議員。

（1番 馬場千恵子 登壇）

1番（馬場千恵子） それでは、通告書に基づいて質問いたします。

まず、介護保険について。

今回の改正で要支援者は保険給付か総合事業かのどちらかを利用することになるわけですが、利用者の状態像や意向に応じて市町村、地域包括センターが判断するというもので、サービスの内容も料金もすべて市町村任せとなるため、市町村ごとに格差が生まれてくる可能性があります。

また、サービスの担い手はボランティアなど多様なマンパワーを活用するとされています。専門職以外に任せて費用を抑えることも可能で、サービスの質が保たれるかどうか懸念さ

れます。河合町ではどうでしょうか。有資格者のヘルパーによる家事援助や入浴介助などがボランティアの手伝いを取ってかわることがないと言えますでしょうか。お答えください。

また、利用料ですが、介護保険では利用料が1割ですが、総合事業では自治体が決めることになり、市町村格差が拡大すると思われる。地域支援事業費は介護給付費の3%以内と限定されています。河合町では要支援者の人たちの介護給付は幾らぐらいで何%を占めているのでしょうか。

また、今後総合事業の利用の見通しはどうなっていますか。要支援者と認定された人を総合事業に移すかどうかは、地域包括支援センターが判断する、包括支援センターの姿勢も問われるところですが、利用者はその判断を拒否することができるのでしょうか。

また、介護職員の医療行為の容認についても問題を残しますが、今回の改正で24時間地域巡回訪問サービス事業が始まります。河合町でのこの事業の適切なサービスの提供の体制が確保できるのでしょうか。またどのようにするか、お伺いいたします。

今回の改正で、利用者や家族にも安心してサービスが受けられるような生活支援や権利擁護などの充実を求めるとともに、今受けているサービスが縮小されることのないようにしていただきたいと思います。

次に、広域消防の統合についてです。

奈良県消防広域協議会は、平成21年4月に任意の協議会として設立されました。現在、野迫川村や十津川の2村を除く37市町村により6市7組合の常備消防体制をとっています。河合町は西和消防組合の管轄で、消防力の整備指針による基準において、職員数以外はすべて100%充足しているのが現状です。今後、消防力を高め、住民の安心安全を確保する意味でも、職員の充足、補充が緊急の課題と思われます。比較的充足率の高い西和消防では、広域の統合の必要性はないと思われます。

協議会では、管轄人口30万人以上の規模を目標に3案が検討されてきた結果、全県1消防本部が望ましいと消防協会として全会一致で意見が集約されたそうです。消防力が高まる、また非常備村の解消となるメリットとして挙げられています。具体的にどのような体制、対策が考えられているのでしょうか。

また、道路交通網が整備され、より広域で迅速な消防活動が可能となるとされていますが、大規模な震災では道路の寸断も想定されます。それと地域消防団との連携も今まで以上に必要となると思いますが、河合町では多くの消防団員の方がなりわいを持ちながら活動されています。本当に頭が下がる思いです。消防団との関係では、どのような変化が起こるでし

うか。

県では、25年実現に向けて進められていますが、河合町として消防力及び経済的負担など、メリット、デメリットについてお聞かせください。

また、協議会に出席されている町長の見解もお聞かせください。

最後に、コミュニティーバスについてです。

現在30分から40分の所要時間で、豆山の郷号が4ルート運行されています。多くの町民に利用され、重宝されていますが、河合町も高齢化が進み、そのピークを迎えるのもそう遠くない状況のもとで、医療機関への通院や買い物など、移動に不自由される人が増えつつあります。高齢化でマイカーが運転できなくなると、移動制約者が増大し、社会参加の機会も奪われるなど、クオリティーの低下すら招いてきます。

河合町に住み続けていけるように、まちづくりとあわせてご検討されていると思いますが、今や現代生活の基本要素は、衣、食、住、交とか、教育、医療、福祉、交通と言われるように、交通の重要性が指摘されています。河合町においても住民の生活の質を一層向上させるためにも、当面豆山の郷号の路線の充実及び停留所の増設を改めてお願いいたします。

6月の議会での質問以降、交通基本戦略会議ではどのように検討していただいたのか、あわせてお伺いしたいと思います。

以上、後は自席にて行います。よろしく申し上げます。

福祉政策課長（杉本正範） はい、議長。

議長（中尾伊佐男） 福祉政策課長。

福祉政策課長（杉本正範） それでは、私のほうから1点目の介護保険についてと、3点目のコミュニティーバスについてご回答させていただきます。

まず、介護保険の改正についてでございますが、厚生労働省提供の第5期介護保険事業計画の策定に係る全国会議と申します資料があるんですけども、その中で介護予防、日常生活支援総合事業は、市町村の判断により、地域支援事業において多様なマンパワーや社会資源の活用等を図りながら、要支援者、2次予防対象者に対して、介護予防や配食、見守り等の生活支援サービスを総合的に提供することができる事業となっております。

この事業の導入によりまして、要支援者と、それまでの非該当者を行き来するような高齢者に対して、切れ目のない総合的なサービスの提供を目的としております。

現在も介護予防サービスを初め、配食、見守り等を行っているわけですが、制度改正の詳細がまだまだ不明なところがございますので、今後の状況の変化に注視し、次期計

画におきましてもサービス提供の低下を招くことなく、サービスの向上に取り組んでいきたいと考えております。

また、今後包括支援センターとのかかわりといいますか、連携が重要になってくると思いますので、9月の広報紙でもお伝えしておりますが、10月から包括支援センターが豆山の郷から本庁のほうへ移転することになりましたので、よりスムーズに対応できることと考えております。

先ほど介護保険料の給付というのは幾らですかというご質問なんですけれども、これについて資料をちょっと今持ち合わせておりませんので、また後ほどご回答させていただきます。

続きまして、コミュニティバスでございますが、6月議会でもお答えしましたように、どのような交通体系、手段がよいのかを現在、町の交通基本戦略会議で検討しております。7月26日には第2回戦略会議を開催し、町内の交通空白地の軽減に向けた施策の検討やアンケート調査の必要性、また既に近所で乗り合わせ等、地域のつながりを構築している活動がなされている地域のつながりを損なうことのないように、慎重な対応も検討しなければならないというような意見が出ております。

このような中で、今年度平成23年度単年度事業としまして、県の地域の居場所づくり推進事業補助金というのがございまして、この補助金を利用して、福祉部門における移動手段の検討を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

安心安全推進課長（森嶋雅也） はい、議長。

議長（中尾伊佐男） 安心安全推進課長。

安心安全推進課長（森嶋雅也） 私のほうからは、消防の広域化についてお答えさせていただきます。

協議会、先ほど議員の質問にもございましたが、21年4月1日に奈良県消防広域化協議会が設立されております。幹事会、専門部会を中心に協議が進められまして、平成22年5月に奈良県消防の現状と課題報告書が取りまとめられました。

現在、多くの課題の中でも、広域化を実現する上で極めて重要な課題であります経費負担、財産の取り扱いについて、新たに設置されました小委員会で協議されようとしておるところでございます。今後は、これらの協議結果と広域化によるスケールメリットを生かした総合力の向上等を吟味した上で、基本的な姿勢を示してまいりたいというふうに考えております。

職員の補充ということでございますが、現在、西和消防署では新規採用職員としまして、

24年度募集をかけております。ただ、職員を補充する方法も有効ではございますが、募集をすればそれだけ経常経費がかかってまいります。その辺は慎重に進めなければいけないというふうに考えております。我々は広域化によりまして事務の効率化、スケールメリットを生かして、現状の人員で最大の効果を得られるという方法を模索していこうというふうに考えております。

次に、消防団のお話でしたが、災害が多様化している中で、広域化いかにかわらず、その消防団の責務は重要だというふうに考えております。広域化されましても消防団は現状のままというふうに確認しております。今後より緊密な連携、もしくは訓練等を行いまして、ステップアップ、スキルアップしていきたいというふうに考えております。

次、メリット、デメリットでございますが、広域化によるメリットといたしましては3点ございまして、住民サービスの向上、人員配置の効率化と充実、消防体制の基盤の強化、そういったメリットが挙げられるというふうに考えております。

デメリットとして考えるとすれば、例えば広域化により既存の消防署が廃止されるということが挙げられるんですが、現時点では奈良県では統廃合する消防署はございません。

以上です。

1番（馬場千恵子） 議長。

議長（中尾伊佐男） はい、馬場議員。

1番（馬場千恵子） それでは、介護保険についてですけれども、今、来年度からということで、まだ検討中の過程ということもあるんですけれども、多様なマンパワーを活用することですけれども、河合町のところでは、私も今質問の中に入れましたけれども、有資格者にかわってボランティアというふうなことは考えておられるのでしょうか。

それと、利用者はそのどちらに行きなさいとかという判断について、拒否することはできるのかどうかということと2点お聞きしたいのと、包括センターが役場のほうに10月から移転ということで、既にもう具体的なところまで進んできているわけですけれども、医療の展開についてある程度もう議論されているというか、一定の線は出ているかと思うんですけれども、もう少し具体的に答えていただけたらと思います。

それと、24時間サービスについてですけれども、これについては、どういった形でそのサービスの提供を確保していくのかということもお答え願いたいです。

それと、1つにまとめますけれども、コミュニティバスですけれども、6月の議会のところで停留所の増設とか路線の充実というふうに要望というか、お願いしたと思うんですけ

れども、例えば、泉台の方で高齢の方がイオンで買い物したいというときに、今の豆山の郷号を利用して行くとどうなるかということちょっと見てみたんですけども、2つしかないんですね。それも豆山の郷で乗りかえないといけない。

具体的に言いますと、泉台を9時12分に出発して豆山で2分待ちで乗りかえて、イオン前とは言いませんけれども、西大和の公民館のところに9時41分に着く。大体所要時間30分ぐらいですけども、それと、12時47分に着いて13時16分に着く。これも豆山の郷で2分待ちです。直接行く便がないんですね。あと、帰りのルートなんですけれども、これはもっとひどくて、西大和の公民館のところで10時55分に乗ると、買い物を終えて12時47分の便しかない。泉台に着くのがね。これは、豆山の郷で30分の時間待ちをしないとけない。

もう一つ、4ルートを利用してですけども、西大和公民館のところから14時30分に乘ったら、また豆山の郷のところで20分待って、15時17分ということで、泉台の方でちょっと高齢の方がお買い物をしようというふうになると、大変不自由されるような現状があるんです。このところを改善していただけたらということで、また改めてお願いしたいところですけども、それと、豆山の郷号の2ルートですけども、大輪田の駅前とか佐味田川の駅前のどちらにもとまる場所がないんです。ほかのところは大輪田の駅にとまったり、佐味田川の駅にとまったりということで、王寺に行く手だてというのがあるんですけども、2ルートがそれがなくて、王寺までの移動がちょっと困難かなというふうに思います。

こういった、特に費用のかからないところでの改善については、早急にしていただけたらと思います。

それと、移動手段のことですけども、県の居場所づくりの予算を使ってしていくというふうにお答え願いましたけれども、具体的にどんなふうにしていただけるのかということをお聞きしたいと思います。

それと、消防のほうですけども、特にメリットのところを答えていただきましたけれども、デメリットのところで消防団の方、人数についても186名ですかね、200名弱の方なんですけど、河合町には4分団しかない。まして、広域化になると連携も強めていかなければいけないし、消防団の方のスキルも高めていかなければならないというような現状で、なりわいを持ちながらの活動ということで、過重な負担になっていくのではないかとということが懸念されます。

今のところでは人員はそのまま、分署もそのままということですけども、広域化よりもむしろ西和消防区域においては、消防力を高めるという意味でも、安心安全を確保するとい

う意味でも、人数の確保、消防団員さんの確保、職員さんの確保のほうを優先的にするべきではないかというふうに思います。

以上です。

福祉政策課長（杉本正範） はい、議長。

議長（中尾伊佐男） 福祉政策課長。

福祉政策課長（杉本正範） 介護保険の改正についてなんですけれども、その中でマンパワーとかいう言葉が出てきますけれども、これは行政だけでは当然数が足りませんので、意識の高いボランティアの方の参加とかを呼びかけとか、予定しております。

その後、本当に細かいところはまだまだ全然提供を受けておりませんので、これからというところがあるんですけれども、包括の具体的な役割とか、そういう面も今後、次期、第5期の計画の中に盛り込みまして、今まさに検討しているところなので、ちょっと具体的にこうします、ああしますとはちょっと今言い難い状態でございます。24時間サービスにつきましてもまだまだ検討途中でございますので、今お答えできる状態ではございません。申しわけございません。

1番（馬場千恵子） 議長。

議長（中尾伊佐男） 立って質問願います。

1番（馬場千恵子） 先言っていていいですか、議長。

議長（中尾伊佐男） はい、馬場議員。

1番（馬場千恵子） マンパワーを使ってというところで気になるのが、衛生面とか安全面なんですけれども、そのあたりはどんなふうになるのかだけ教えていただけたらと。

福祉部次長（中尾博幸） 議長。

議長（中尾伊佐男） 福祉部次長。

福祉部次長（中尾博幸） はい、今課長が答えましたように、もちろん介護事業につきましてはマンパワーというのは大事なものでございます。

例えば、今現在民生委員さん等の協力のもと、例えば配食サービス等、見守りも実際今現在行っているところでございます。これにつきまして、第5期につきまして、それをどういう形で充実していくのかということは今現在検討しておるということでございます。

それと、24時間、これにつきましては、早くから国のほうで第5期の段階で24時間体制のいわゆるサービスというのは言われております。ただこれにつきましては、実際にそれを受けていただく事業所がどれほどあるのか。また確かにニーズはあるというふうには思ってお

るんですけれども、受けていただく事業所さん、それと介護保険のお金の問題、その辺につきましてはまだ不明確でございますので、その辺が明らかになりましたら、町としてどのように対応するのかというのを検討してまいりたいというふうに思っております。

安心安全推進課長（森嶋雅也） はい、議長。

議長（中尾伊佐男） 森嶋課長。

安心安全推進課長（森嶋雅也） 消防の広域化の消防団の件でございますが、確かにサラリーマン化等で減少傾向にはあります。ただ広域化によりまして、先ほども申し上げましたように、消防団自体はその地域に密着したこれまでの活動を続けていきますので、それほど負担が過重になるというふうには考えておりません。

次に、消防署の職員でございますが、先ほどメリットの中で申し上げましたように、人員配置の効率化と充実ということが挙げられております。例えば災害現場で消防活動を実際に行う仕事のほかに、事務的な仕事や119番通報を受けて指令をする仕事、そういった仕事が消防にはございますが、広域化によりまして、これらの仕事が効率化され、事務職員や司令員であった職員を現場隊員として活動させることができると、そういったメリットがあるので、その辺もクリアできるのではないかというふうに考えております。

以上です。

1番（馬場千恵子） はい、議長。

議長（中尾伊佐男） 馬場議員。

1番（馬場千恵子） 先ほどの消防の人員のところですけども、西和消防のあったところでは、条例定数にしては13名不足なんです。整備指針の基準でいくと何と42名の不足ということで、事務職員を本部一本化にして1つにしても、なおかつ足りないという現状は明らかなんですけれども、その辺はどうかと思います。

それと、広域化になって気になるところは、道路の整備とかがどんどん中和幹線も開通したりとか、大きな道路も通るんですけれども、今の災害を見てみると、大規模な災害というのは十分考えられる。そういうところにおいてはニュースでもありますけれども、道路の寸断というのも出てきていますので、その時点で広域化がどの程度力が発揮できるのかということも懸念するところですけども、そのあたりはどうでしょうか。

議長（中尾伊佐男） 安心安全推進課長。

安心安全推進課長（森嶋雅也） 西和消防の職員の数でございますが、議員ご指摘のように基準から見ると、やはり今実情として少なくはなっております。しかし先ほども申し上げ

ましたように、職員を募集、増員するとなりますと経常経費の負担が多くなりまして、ひいては各構成の市町村の負担が大きくなるというところから、その辺のバランスを考えながら対応していきたい。広域化も含めて検討していきたいというふうに考えます。

道路寸断の件でございますが、広域化により、いろんな情報が本部一本化で情報が集まってくるといったことから、その現場にどの部隊を集中的に派遣するかといった検討もしやすくなるかなというふうに思っております。

以上です。

1番（馬場千恵子） はい、議長。

議長（中尾伊佐男） 馬場議員。

1番（馬場千恵子） 人数にこだわるわけじゃないんですけれども、平成8年から平成18年にかけて出勤回数が1.5倍というふうになっています。これから高齢化も進んでこの回数が徐々に増えてきているということで、やはりこのところはいろいろ考えていただいて、人員を補充していただくということがいいかと思えます。

それと、コミュニティーバスですけれども、先ほど私が言いましたように、具体的などころで改善とかを改めて検討していただけるかどうか、お聞きしたいと思います。

社会福祉協議会課長（門口光男） 議長。

議長（中尾伊佐男） 社会福祉協議会課長。

社会福祉協議会課長（門口光男） 豆山の郷のルートの変更並びに増設という点でございますけれども、このことにつきましては、交通安全の関係上等问题があるかというように考えておりますので、現時点では難しいのではないかと考えております。

また、2つのルートにつきましては、王寺駅への手だてがないという点についてでございますけれども、これにつきましても時間の関係上現ルートでのご理解を賜りたいなというように考えております。

1番（馬場千恵子） はい、議長。

議長（中尾伊佐男） はい、馬場議員。

1番（馬場千恵子） 河合町の住民が生き生きとやっぱり過ごしていただきたい、あと家に閉じこもりなく王寺のほうにも行って買い物をする、文化活動にも参加するという意味でも、この検討についてはそんなに大変な検討でしょうか。河合町の住民が生活の質も高まって住み続けられるまちづくりを進めるという意味でも、この検討についてはしていただきたいと思えます。

道路交通上とかの問題とおっしゃいましたが、既にこういったルートも一定確保されていますので、そこでの検討についてはちょっとご尽力いただきたいなというように思いますが、いかがでしょうか。

福祉部次長（中尾博幸） 議長。

議長（中尾伊佐男） 福祉部次長。

福祉部次長（中尾博幸） コミュニティーバスというんですか、移動支援というんですか、これにつきましては6月議会でもお答えしましたように、河合町全体のまず交通網、これにつきましては大変検討しなければならないということで、町全体でその戦略会議を今開いている最中でございます。

先ほどからお話を聞いておられますと、一つ買い物支援という視点でおられるんですけども、私どもは高齢者の方等のいわゆる閉じこもりの防止というまず観点から、移動支援という考えで今この交通戦略を考えております。その中で6月議会でも答えましたように、例えば今現在走っております豆山のルートにつきましても、この交通戦略の中でルート変更等もやっぱり検討していかなければならないというふうに思っております。

ただ、それを単発に考えるのでなしに、全体を考えた中で検討しなければ、最終的な整合性が保てないということでございますので、その辺は少し時間をいただきたいというふうに思っております。

なお、この居場所づくりの補助金を利用しまして、今回できましたらニーズ調査等を検討しておるということでございます。

1番（馬場千恵子） はい、議長。

議長（中尾伊佐男） 馬場議員。

1番（馬場千恵子） その地域地域のニーズというか、このニーズ調査というのは河合町全域についてかどうかちょっとわからないんですけども、その調査だけにかかわらず、直接住民の方の意見を聞いていただく機会も設けていただいて、町長も声に出さない声を受けとめて行っていきたいというふうにもおっしゃっていたと思うんですけども、例えば地域ごとに懇談会を開いていただくとかということで、生の声を聞いていただくような、そういった機会も設けていただいて、例えば時間をいただきたいというようなお答えをいただいておりますけれども、あしたの買い物はどうしようかと、荷物を持ってまた帰ってこなあかんというような、そんな遠くまで歩かなあかんというような現状の人に援助をするという意味でも、できるだけ早く解決していただきたいというふうに思います。

懇談会とかはどうでしょうか。

福祉部次長（中尾博幸） はい、議長。

議長（中尾伊佐男） 中尾次長。

福祉部次長（中尾博幸） できるだけ住民の方の声を聞くような努力をしてまいりたいと思います。

議長（中尾伊佐男） 馬場議員。

1番（馬場千恵子） それでは、今後のあれに期待いたしまして、私の質問を終わっておきたいと思います。

議長（中尾伊佐男） これにて、馬場千恵子議員の質問を終結いたします。

岡 田 康 則

議長（中尾伊佐男） 2番目に、岡田康則議員、登壇の上質問願います。

4番（岡田康則） 議長。

議長（中尾伊佐男） はい、岡田議員。

（4番 岡田康則 登壇）

4番（岡田康則） それでは、議長のお許しをいただきまして、議席4番、岡田康則が一般質問いたします。再質問は自席よりさせていただきます。

さきの台風12号で県下南部での災害復旧を心よりお見舞い申し上げまして、早い復旧を期待しています。すみません。

この夏も町内大字、また町内会で夏祭り、地蔵盆が盛大に行われ、きずなづくりがいろいろな形で結ばれておりました。地域の防災防犯活動を行うのに、祭りのイベントは有効に思われます。町内街区公園での祭りのイベントは、本部としてテントを立てますが、これは災害時の仮設本部の設営訓練に当たり、テント組み立て時は倉庫から骨組み、またテント上部をリヤカーなどで運ぶので、物資運搬訓練にもなります。

また、焼きそばやポップコーンなど屋台を出すことは、また大きなポリ袋で水を運んだり、カセットコンロで熱したり、そういうことで食材を運んできて加工することは、まさに炊き出し側の訓練となっております。

さらに、お祭りには老若男女がたくさん参加いたします。これほど多くの地域住民が参加

する行事は大字ではないので、このお祭りをきちんとすることは、地域の防犯、防災訓練につながると思います。

ただ、街区公園には水道設備は花壇の水まきなどに設備されておりますが、電気の設備が備わっているところが少ないと思われまます。街区公園が一時避難所で、また1晩か2晩をもし過ごすときに最低のライフラインの電気があれば非常に有効かなと思われまます。ぜひ今後のきずなづくり、防災設備、防犯設備の充実のために、希望する大字があれば電源設備を設けてはいかがでしょうか。

また再質問は自席よりさせていただきます。

地域活性課長（山本孝典） はい、議長。

議長（中尾伊佐男） 地域活性課長。

地域活性課長（山本孝典） 公園への電力供給施設の設置についてお答えいたします。

河合町内各地区における公園については、ご質問のとおり地域防災計画において、災害時の公園避難場所41カ所として位置づけされております。公園への電力供給施設に関しては、管理上の課題、また利用目的等の問題もありますので、地域活性課と安心安全推進課と連携してまいります。さらには、総代、自治会長会とも協議し、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

4番（岡田康則） 議長。

議長（中尾伊佐男） 岡田議員。

4番（岡田康則） 41カ所ありまして、公園の管理も大変だと思うんですけども、今おっしゃられたように、電気の管理というのは非常に難しいかと思ひます。至らぬ心で盗電をする者もおったりするかもしれませんが、ですからそこは大字、自治会長の管理のもとに進めていかないといけないと思ひます。

ただ、私の言いましたようにきずなづくりというところで、非常に有効な手段かなと思ひますので、ひとつご検討いただきたいかなと思ひます。また、安心安全というところでも非常に有効かと思ひます。

安心安全推進課長（森嶋雅也） 議長。

議長（中尾伊佐男） 安心安全推進課長。

安心安全推進課長（森嶋雅也） ただいまのご質問の中で防災上の観点からという内容がございました。先ほど回答の中にもございましたように、各地区の公園は地域防災計画上、そ

の他緊急の避難場所というふうに位置づけられております。

地震やそれに伴う火災が発生した場合、付近住民の方々がまず避難すべき場所であります。当然夜間の避難も考慮しなければなりません。そういったことから、電力が常時供給されれば夜間照明のほか、各種電化製品がすぐに、かつ無振動、無騒音で利用できることから、その設置は有効だというふうに考えております。

ただ、防災施設として設置するに当たりまして、計画的に実施すべきでありまして、防災計画上の位置づけの整備等が必要となりますので、例えば防災士の方々ですとか、防災防犯専門部会等に諮りながら検討してまいりたいというふうに考えております。

議長（中尾伊佐男） 岡田議員。

4番（岡田康則） ありがたいお言葉といたしますが、私もそういう形で、またそういう研究会に参画したり、また決まったことをおろしていただいたり、相談したりしたいと思いますので、今後ともそういう形でよろしく願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。

議長（中尾伊佐男） これにて、岡田康則議員の質問を終結いたします。

暫時休憩します。休憩後、議長を交代します。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時50分

副議長（森尾和正） 再開します。

西村 潔

副議長（森尾和正） 3番目に、西村 潔議員、登壇の上質問願います。

7番（西村 潔） はい、議長。

副議長（森尾和正） はい、西村議員。

（4番 西村 潔 登壇）

7番（西村 潔） それでは、議席番号7番、西村潔が通告書に基づきまして4つ質問をい

たします。

まず初めに、1つ目、決算について質問をいたします。

1、さきの決算特別委員会において、一般会計、特別会計が審査され、普通会計ベースでは単年度黒字1億782万5,000円、実質収支1億3,175万2,000円の黒字を計上。委員会で可決されました。過去4年間毎年単年度収支の赤字が続いておりましたが、ここにきて22年度において単年度収支が黒字となりました。この黒字の主要な要因がどこにあったのか。町の分析を公表していただきたいと思います。その結果、単年度収支が5年ぶりに黒字になったことに対する町の評価をお願いしたいと思います。

次に、2番、また5カ年の財政健全化計画が終了し、23年度以降の財政健全化に向けた基本的な考え方について質問いたします。

23年度以降も単年度収支の黒字を目指すことは、財政健全化の第一歩であります。単年度収支の黒字を維持するためには何が必要なのか。町の考えるところをお聞かせください。

財政調整基金のあり方について質問いたします。

財政調整基金は、文字どおり財政の調整機能を有していますが、短期的には1年以内の資金繰りの調整に加え、中期的な資金需要に備えるために活用されるものと私は考えております。

過去のこの基金の残高推移を見ますと、最近は大きな事業もなく、平成15年度から4億円前後の残高で推移しております。ほとんど変わっておりません。将来の災害や新規の事業などに備え、今後はこの残高を増やすのか、このまま維持するのか、財政健全化を図りながら、財政調整基金の水準をどのようにされるのか、お聞かせください。

次に、2つ目、河合町障害者福祉作業所への支援について質問いたします。

平成18年に自立支援法が制定されました。はや5年が経過しました。この間、利用者の自己負担のあり方など法律改正がなされました。そこで、1つ目、河合町の障害者福祉作業所の状況について質問いたします。

その理念と目標とは一体何か。

作業所の経営実態はどのようになっていますか。

収入源、支出状況、人材確保などの運営体制はどのようになっていますか。

2番目、町の支援体制として現在どのようになっているか、お聞かせください。

予算措置や補助金、または物件対応などがありますが、それはどのようなものでしょうか。

ケアスタッフ、職員さんの人材養成など役場はどのようなことを支援していますか。

3、今後の課題として、3 障害の受け入れ体制の施策、すなわち、精神障害者、知的障害、身体障害者の方の受け入れの施策について町の考えをお聞かせください。

利用者の受け入れ枠はどのようになっていますか。受け入れのための財源、人材確保に支障はありませんか。

企業的経営手法の導入など、作業所の自立に向けた経営手法の検討など、新しい試みはありますか。

次に、3 つ目として、河合町の情報公開と開示状況について質問いたします。

1、情報公開条例に基づく情報開示の運用状況について。

第17条に規定のある検索資料の状況はどのように今なっていますか。例えばホームページによる一般公開の考え方はございますでしょうか。

第18条に規定のある運用状況のとりまとめ、公表状況はどのようになっていますか。ホームページによる一般公開の考えはありますか。

2、情報公開条例の見直しについて町はどのように考えていますか。

まず 第2条の1に規定のある実施機関の範囲について、議会、土地開発公社、その他の追加の考えはありますか。

第2条2の規定のある情報公開の対象となる公文書となるための条件を具体的に示していただきたい。

第3条に規定のある公開・開示の方法の取り扱いと、実際の運用の実態を教えてください。

第5条の6に規定のある公文書の開示請求人の範囲をかなり制限されておりますが、利害関係者についての町の判断基準を教えてください。また、この利害関係者に制限している理由について、町の見解はいかがでしょうか。この制限を撤廃することについて、町の考えをお聞かせください。

3、土地開発公社が実施機関に入っていない理由と、今後の対応はどのように考えていますか。

次に、最後4 つ目として、介護保険におけるケアプラン作成について質問いたします。

その1、要介護者に対するケアプランは多くの場合、居宅介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーに利用者さんが委託をし、作成していただいております。自己作成については余り知られておりませんが、制度としては明確に規定がございます。

そこで、その仕組みとはどのようなものなのか。またその法的根拠について説明をお願いいたします。

この制度のもとで現物給付を受けるための条件とは一体何なのか。

河合町及び近隣の他町において、この自己作成のケアプランの実績があるのかどうか。

自己作成における行政の対応、体制、見解はいかがでしょうか。

自己作成するための町の利用者に対する支援策や情宣活動は過去ございましたでしょうか。

その2、次に、要支援者に対するケアプランの作成状況について質問いたします。

要支援者に対するケアプランは、平成18年度より地域包括支援センターが窓口となり、民間の介護支援事業者に直接お願いすることができなくなっております。そこで要支援者に対するケアプラン作成状況はどのようになっているのか。

要支援認定者の数の中で、ケアプランを作成している件数、実績及びその割合はどのようになっていますか。

この作成件数の中で、外部に委託している件数、地域包括支援センターにより作成されている件数を教えてください。

現在の制度における課題として、委託先のケアマネジャーの持ち件数は8件までと定められております。また、委託先の引き受けがスムーズに行われないと、利用者さんのサービス利用に支障が出てくることも十分考えられております。保険者として、地域包括支援センターの現在の人的体制で十分なのかどうか。今後国は地方自治体に業務遂行の権限移譲をさらに強めようとしております。来年度の介護保険改正の中で、予防介護、日常生活支援総合事業の導入も検討されています。

こうした状況下、拡大する業務に対応するためには、地域包括支援センターの充実をさらに図る必要があると認識しております。そのためにはとにもかくにも人材の補強と要請が求められます。この点について町の視点と対応をお聞かせください。

以上です。再質問があれば自席で行いたいと思います。

財政課長（福井敏夫） 議長。

副議長（森尾和正） 財政課長。

財政課長（福井敏夫） 私のほうからは平成22年度の決算についてご説明させていただきます。

本町におきましては、普通会計ベース、一般会計ベースにおきましても、実質収支では一

度も赤字に転落することなく、着実な財政運営を進めてまいりました。しかしながら、単年度収支というものにつきましては、平成18年度以降赤字の状態が続いており、前年度からの繰越金で補てんして黒字決算を維持してきたところでございます。ただ、平成22年度におきましては黒字に転じております。

その主な要因というのは3点ございます。

まず1点、平成17年度以降実施してまいりました財政健全化の実施、これによりまして歳出の徹底した削減に努めてまいりました。その結果、歳出一般財源の持ち出し、これを大きく圧縮することができております。特に人件費、公債費において、計画実施前の平成16年度と比較いたしますと、約4億6,000万円程度の減額となっております。

2点目、平成22年度におきましては、経済対策としての臨時交付金事業、あるいは緊急雇用創出事業など、国・県補助事業を活用することで、歳出の一般財源の圧縮に努めることができました。先ほど述べました臨時交付金事業、あるいは緊急雇用創出事業など、合計事業費で1億9,800万円ございます。これのほぼ全額、これを国・県の補助金で賄うことができております。

3点目、最後になります。歳入、一般財源収入の確保という観点から、町税収入は依然減少を続けております。しかしながら、平成22年におきまして、地方交付税が大きく増額しております。そのため、町税と地方交付税あるいはその他の譲与税、交付金等を合わせました主要な一般財源総額ということで考えますと、昨年度から2億1,700万円増額しております。

以上3点が、大きな要因だと分析しております。

それにつきまして、財政健全化の実施などによりまして、歳入の確保、あるいは歳出の削減、これについては一定の成果があったと考えております。しかしながら、歳入面で自主財源である町税の確保、あるいは依存財源として地方交付税、国・県補助金の動向、これにつきましては今後さらに厳しさを増すものと考えられます。そういうことから今後も慎重な財政運営を行っていく必要があると考えております。

次に、2点目の単年度収支の黒字維持ということでございます。

安定した行財政運営、これを続けるということは非常に重要なことでございます。単年度収支の黒字維持というのも1つの目標と考えております。そのためにも、今後も歳出の削減あるいは歳入の確保、これを健全化計画を継続実施という形で進めてまいりたいと考えております。

その上で、現在進めております夢ビジョンなどの計画の実現に向けまして、今後の事業の

取捨選択をこれまで以上に厳しく行い、町の将来に必要な事業につきましては着実に推進する必要があると考えております。

最後に、財政調整基金についてでございます。

財政調整基金につきましては、年度間の財源の不均衡、これを調整するための基金で、余裕があるときに積み立て、収入が著しく減ったとき、あるいは一時的な支出が必要になったときに取り崩して財源補てんとするものでございます。

本町の場合、建設事業の財源などとして取り崩した結果、平成15年の末、4億円まで減少しました。しかしながら、それ以降、財政健全化を初めとする徹底した歳出削減、あるいは歳入の確保を行った結果、基金の取り崩しを行うことなく黒字決算を維持しております。

今後につきましても、災害復旧などの緊急時の財源として、現在の基金残高を確保したい。それとともに、財政健全化が進み財源に余裕ができれば、基金への積み立ても実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

福祉政策課長（杉本正範） 議長。

副議長（森尾和正） はい、福祉政策課長。

福祉政策課長（杉本正範） それでは、2点目の河合町の福祉作業所への支援についてと、4点目のケアプランの作成についてお答えさせていただきます。

まず1点目ですけれども、河合町の福祉作業所の理念でございますが、仲間、仕事、活動を通じて生活力を増やし、生きる力を培うと、障害を持つ人とともに歩める社会づくりを理念とされております。

経営状況につきましては、特定非営利活動法人、いわゆるNPO法人となっておりまして、リパティほっかつ、河合町福祉作業所として運営されております。運営体制はNPO法人として運営されておりますので、収支については町としては把握しておりません。職員数は今10名おられます。人材育成にも力を注いでおられまして、職員会議、支援会議、職員研修、他施設見学等を実施されております。

町の支援体制でございますが、町からの支援体制としましては、場所を提供しております。人材育成につきましては、独自で実施されておりますので、特段支援を行っておりません。

今後の課題ということですが、3障害者の受け入れ状況は、現時点でも3障害者を受け入れておられます。ですので、このままこの姿勢を維持していただければと考えております。

利用者の受け入れ枠等でございますが、財源につきましては障害者自立支援法におけるサ

サービスの提供を行うことによりまして、介護給付や訓練等給付を財源とされております。

受け入れ枠は作業所に生活介護として11名、豆山のキャロットのほうに就労継続支援Bとして4名おられます。

経営手法導入についてですが、昨年度22年度に1年間、県が実施されています経営関係の研修に参加していると聞いております。

次に、介護保険におけるケアプランの作成ですが、まず仕組みと法根拠ですけれども、介護サービスを利用するためには、介護サービスの計画、いわゆるケアプランを作成する必要があります。多くの場合には、これをケアマネジャーに依頼するわけですが、ケアマネジャーに依頼しないで本人もしくは家族の方が作成できる制度でございます。

手順としましては、まず計画を作成し、計画に応じたサービス、提供業者と調整を行い、そして計画を記入したサービス利用書というのと別表を町に提出していただきます。サービスを受けた後に、利用実績を記入した利用表をまた町へ提出していただくという流れでございます。

ご自身で作成された場合、不必要なサービスの提供をなくすことができたり、よりきめ細やかなプランが立てられる反面、専門知識が必要となりますし、毎月のことですので、大変な部分もございます。

法的根拠につきましては、法の直接的な記述はございませんが、厚生労働省の指導では、介護保険法第41条第6項、居宅介護サービスの代理事業という項目を根拠としております。逆に言えば、ケアマネジャーに必ず依頼しなければいけないという規定がどこにもございませんので、このことから自己作成が可能であると理解しております。

この制度で現物支給でございますが、みずから作成した介護サービス計画を事前に町へ届け出ただいて、それを受理した場合、現物支給となります。

あとは、本町及び近隣の状況でございますが、本町及び近隣におきまして、過去にご自身で作成されたという実績はございません。

あとは、自己作成における対応、所見でございますが、所見につきましては、対象者の方が少しでも興味を示されるということは歓迎すべきことだと考えております。ただ、先ほども申しましたように手続が複雑で、現在のところ計画の作成費用が無料ということですので、よほど意欲のある方でないと作成されないのかなと考えております。

続きまして、自己作成のための支援でございますが、支援及び情宣でございますが、支援につきましては、先ほども言いましたように包括支援センターが10月から本庁のほうに来る

ことによりまして、包括支援センターで今までも計画の作成を行っておりますので、その面の支援はできると思います。

情宣につきましては、周知でございますが、現在行っておりませんが、今後の介護保険のチラシなどで紹介していきたいと考えております。

続きまして、要支援者に対するケアプランの作成状況ということでございますが、要支援者の数は現在218名おられまして、そのうち103名がケアプランを作成されております。割合にして47%でございます。外部委託と包括支援センターの作成件数でございますが、この103名のうち、外部委託は77名、包括支援センターが持っておりますのが26名でございます。

課題でございますけれども、議員も申されたとおり、今後ますます包括支援センターの役割が増えてくると考えております。現在でも介護予防マネジメント事業や総合相談支援事業、また権利擁護事業、そして包括的継続的ケアマネジメント支援事業、それとケアプランを作成する指定介護予防支援事業と、5つ大きい項目があるんですけれども、この中で指定介護予防事業のケアプランを作成することにちょっと追われまして、なかなかほかに手が回らないというのも事実でございます。その辺は今後ますます人員が必要になってくると私どもも解しております。このことにつきましても、先ほど述べましたように包括支援センターが役場のほうに来るということで、より総合的なサービスを提供できるように努めたいと考えております。

以上でございます。

総務部次長（竹田裕昭） 議長。

副議長（森尾和正） はい、総務部次長。

総務部次長（竹田裕昭） 私のほうからは、河合町の情報公開と開示状況についてということでご説明させていただきます。

情報公開条例に基づく情報開示の運用状況ですけれども、まず第17条に規定のある検索資料の状況ということですが、検索資料とは、文書分類表、文書保管目録、文書保存目録及び文書件名目録のことをいい、これらの情報を網羅した資料を情報公開の窓口に着けております。

次に、18条に定める運用状況の取りまとめ、公表状況でございますけれども、公表する内容といたしましては、開示請求件数、それから請求に関する決定状況、異議申し立ての件数及び決定状況、その他必要な事項となります。

これにつきましても、内容につきましては年度ごとに取りまとめ、窓口に着けており

ます。

ちなみに平成22年度の運用状況といたしましては、開示請求を3件受理し、うち1件については対象となる公文書が存在しなかったため却下。残り2件の請求分については、対象となる公文書が15件あり、そのうち10件を開示し、残り5件を一部開示としております。

それと、この検索資料及び公表状況をホームページに公開できないかということのご質問でございますけれども、今後は情報公開の推進のためにも、ホームページで公開していく方向で検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、情報公開条例の見直しについてですけれども、まず1番の実施期間についてですけれども、議会につきましては、住民の議会に対する意識も変わりつつある中で、議会活動の積極的な情報提供や開示についての要望も寄せられることや、県内の本町を除く全市町村が、議会を実施機関に含めていることなどから、今回定例会に議案として改正案を提出しているところでございます。

公社につきましては、後ほど3番で答えさせていただきたいと思っております。

次に、情報公開の対象となる文書ですけれども、職員が職務上作成し、または取得した文章、図画及び写真であって、一定の決裁、供覧の手續が終了し、保管しているものが対象となります。

次に、公開・開示の方法ですけれども、条例第3条の前段には、開示請求をする町民の権利利益を十分尊重するものとするとの規定があり、この規定はこの条例の基本理念である公文書の原則開示の精神を明らかにしたものでございます。

ただし同条の後段には、原則開示の立場をとる公文書開示制度においても、思想、心身の状況、学歴など個人情報については個人の尊厳を重んじ、最大限に保護されるべきであることから、正当な理由なくして公にされてはならないということが規定されているところでございます。

次に、公文書の開示請求人の範囲ということでございますけれども、第5条、第6条に定めのある利害関係者についての町の判断基準ということですが、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するものについては、公文書の内容により、その対象者の範囲が変わるものと考えられ、また現在まで当該規定に該当することにより開示請求がなされたことはありません。

想定される具体例を申し上げますと、町の行政処分により自己の権利利益に直接影響を受けたものや、住環境に直接影響を受けている近隣自治体の居住者などが、その処分に関する

公文書を開示請求する場合、次に町との契約により、自己の権利利益に直接影響を受けた者であって、当該契約に係る公文書の開示を請求する場合などが挙げられます。この辺の撤廃の考えはあるかないかということでございますけれども、現在見直しの考えはありません。

次に、土地開発公社が実施機関に入っていない理由と、今後の対応についてでございますけれども、土地開発公社につきましては、別の人格を有する法人であることから、町条例の実施機関には含まれておりません。

ただし、条例制定当時とは、社会情勢等も大きく変わり、土地開発公社の透明性を求める声も多く、また当然のことながら情報公開条例の実施機関に含まれていないということが、情報公開しなくてもよいとの解釈になるものではないと考えております。今後におきましては、公社独自の情報公開を推進していく方向で検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

7番（西村 潔） 議長。

副議長（森尾和正） はい、西村議員。

7番（西村 潔） まず、決算について質問いたします。

今年度22年度は5年ぶりに単年度収支黒字になったということで、非常にいいことだと思います。この原因が3つございました。1つは平成17年からの5カ年計画による人件費とか公債費の圧縮ということになっております。

実は、この20年間の河合町の台所事情というのを私もつくってみまして、この人件費と公債費の割合というところでちょっと視点を置きますと、この2つでほとんど50%を超えているという状況です。これは予算規模に対しての割合でございますので、年々これが高まっているというようなことでございます。ということは、公債費と人件費の圧縮をするということがまず1つになるわけですから、この点についての今後の見通しですね。この2つをいかにして圧縮していくかということについての視点をもう一回教えてください。

それから、財政調整基金については、調整する機能ということですが、今のままの現状で行うと。そうしますと、これからどういう災害が起こるかどうかわからない状況の中で、4億円でまず結果論でこれに乗せていくというような考え方になるのかどうかですね。

私は、この15年度からはほとんど4億円前後で推移しているということは、政策的な見方に基づいて行っているというように考えております。ということで、そのレベル、もちろん調整機能はあるんですけれども、やはりこれは預貯金ですね。住民の預貯金でございますの

で、これから思わぬ災害等出てくるわけですから、それに対応する新しい事業は今のところございませんけれども、災害対応で4億円というのは非常にいいのかどうかという、その辺の判断ですね、ちょっと聞かせてください。

それから、河合町の障害者福祉作業所なんですけれども、実は3障害行っているという実態ですけれども、ホームページを見ますと知的障害になっているわけですね。現実的に3障害といっても、ほとんどの場合は知的障害でダウン症の方が多いと思います。中には知的と障害、精神という方もいらっしゃるわけですから、そういう中でスタッフの対応が非常に難しいかと思っております。

そういう意味で、今回この3障害の受け入れということについては、当然平成18年度から国の施策の中で出てきているわけですが、現実的には知的障害の方が中心になっているというふうなことがあるので、NPO法人になったからには、今後の展望をやはり3障害を、精神も含めて受け入れられるような体制づくりをお願いしたいと。

そのためには、NPO法人化することで、河合町自身がやはり例えば河合町の職員さんを人材派遣するとか、あるいは研修に参加するとかというような形で支援をしていかないと、なかなか現場で対応するのは非常に難しい。特にケアのあり方についてのご相談、例えば町と相談する機能があるのかどうか、その辺のことについて、今のお話では場所の提供のみということになっておりますけれども、具体的な人材の養成という意味で、相談業務とかそういうケアのあり方についてのやはり支援をもっとしていただきたいと考えておりますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

それから、情報公開ということで、まずはやはり昨今のホームページによる情報ということでございますと、どうしても利害関係者ということを余り重きを置いて条例でうたうということについては、いささか疑問も出てくるわけです。

もちろんむやみに情報開示をするというわけじゃありませんので、それは運用上対応しないといけないと思っておりますけれども、条例の中で利害関係を限定してやるという、その意味がなかなかちょっと理解できないということがございますので、ほかのところではなかなか利害関係者に限定するという規制はありますけれども、今後のやはりホームページを使うという意味からしても、ホームページを使うということは、すべての人の目にさらすわけですから、この点についてのやはり考え方をこれからも変えていかないといけないんじゃないかと思っておりますけれども、その点についての再度ご回答をお願いしたいと思います。

それから介護保険のケアプラン、これは実は非常に難しい課題でございます。やはりこれ

は福祉の重点を置くということは、ケアプランをいかにきっちり作成するかと。最近実は、要支援の方がなかなかサービスをスムーズに受けられないというのは、ケアマネジャーがいないというようなことも起こってきているわけですね。

今、数字で見ますと、26名の方が地域包括支援センターでやっているということでございますね。ということは、今3人の地域包括支援センターにいらっしゃるわけですが、保健師さんとか社会福祉士さんとかいらっしゃるわけですがけれども、この3人でこれを賄うということは非常に厳しいのではないかと。来年度以降も新たな生活総合支援というのが加わってきますと、要支援の方だけじゃなくて、要するに特定高齢者の方も含まれてくるわけですから、そうすると今の3人では、これは限界がもう見えているということになります。

そういう意味で、私もほかの他町の地域支援センターにも訪問したことございますけれども、まずはワンストップをやっている。3つ、社会福祉協議会と行政の窓口と、地域包括支援センター3つを一緒にやっている。その中に保健師さん、今は保健センターの保健師さんがどう絡んでいるかといったら見えてこないわけですから、そういう意味で地域包括支援センターを中心に、やはり高齢者のケアマネジメントをやっていくと。

そういう意味で、非常にこの点については、なかなか課題としてこれからますます地域支援センターの充実に向けて予算を投入しないといけない。あるいは予算がなければ国に対して要望していくということをしていかないと、なかなか現場では回らないということになりますので、責任は地域包括支援センターで最後は全部ケアプランを立てないといけないということになりますと、外部に委託することさえも恐らく難しくなってくるのではないかと思います。費用も非常に安い。

それから、ケアプランの中身も非常に高度なケアプランになってきます。先ほどケアプランの問題点について話をしますと、非常に長くなるんですけども、介護保険だけではケアプランは立てられないわけですね。要するに介護サービスだけではだめなんです。ケアプランの中身は地域の支援事業とか、いろいろなものについてケアプランを立てるということですから、地域支援事業の仕事の重さは当然大きいということになってきますので、これをぜひ町を挙げてやっぱりやっていただきたいということで思いますので、この回答をお願いしたいと思います。

財政課長（福井敏夫） 議長。

副議長（森尾和正） 財政課長。

財政課長（福井敏夫） 今後の見通しというご質問でございます。

まず、人件費につきましては、これまで主に欠員の補充を凍結するというところで削減を図ってまいりました。その結果、職員数については大きく減少はしたものの、日々の事務事業の執行について、かなり厳しい面が出ていることも事実でございます。今後につきましては、必要な人数、これを見きわめた上で、適正な定員管理に努めてまいりたいと考えております。

また、公債費につきましては、過去からいろいろな負担適正化の計画を実施してまいりました。平成18年度には銀行等借入債の一部について借りかえを行い、また平成22年度からは高利の地方債の一部につきまして、低利の地方債に借りかえを実施するなど、いろいろな施策を実施してまいりました。今後につきましても実施できる施策がございましたら、すぐにも対応してまいりたいと考えております。

最後に財政調整基金についてでございます。実際どれぐらいの額が必要かというのは、基準というのは全くございません。また、災害につきましては、基本的には国・県補助制度、これが法律によって定められておるところであり、またそれに伴う地方債制度も充実しているところがございますから、一般財源の持ち出しというのはどれぐらいになるかというのは、現時点ではちょっと想定は困難でございます。

ただ、先ほども申しましたように、実質収支等これに余裕ができれば積み立ててまいりたいということで、ご理解願いたいと思います。

以上でございます。

福祉部次長（中尾博幸） 議長。

副議長（森尾和正） 福祉部次長。

福祉部次長（中尾博幸） 福祉作業所の件でございます。

これにつきましては、当初河合町の場合、知的障害者の方を中心としました福祉作業所からスタートをしておると、こういう事情がございますので、その関係で平成18年度から自立支援に変わって、3障害を受け入れていくという形になっています。ということで、基本的には、やはり知的障害の方の割合が多いというふうに考えております。

ただ、その中で町の職員を派遣するということにつきましては、これにつきましては今の段階では無理ではないかというふうに思っております。ただケア会議、ケース会議、これにつきましては、私どもの職員のほうで、その会議の中の相談とかを受けるような体制は今現在も続けているところでございます。

それと、次の介護保険におけるケアプラン、いわゆる地域包括のあり方ということでご質

問というふうに思っております。確かに今回の第5期の計画の中で、地域包括の持つ役割というのは重要であるというような形は認識をしております。

ただ、課長が答えましたように、地域包括が今社会福祉協議会のほうにいるんですけれども、この10月をもちましてまず本庁の中に配属をする。その中で介護保険係と地域包括の連携を図りながら、今後対応のほうをやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

総務部次長（竹田裕昭） 議長。

副議長（森尾和正） 総務部次長。

総務部次長（竹田裕昭） 情報公開の開示請求人の範囲の利害関係者についてですけれども、ホームページを使って情報を載せていく、当然それはすべての人を対象とするということでございますけれども、この情報公開条例、これで規定しておりますのは公文書の開示ということでございます。ホームページまた広報等で情報を流していくのは、あくまでも情報提供ということで、その辺の違いがございますので、当然この範囲を広げるつもりはございません。

副議長（森尾和正） はい、西村議員。

7番（西村 潔） 介護保険のケアプランの件なんですけれども、馬場議員さんも1つ質問があって、来年度の法改正で何でもかんでも民間でやれというような、その発想も受けとめられているところがあるんですけれども、実はこの介護保険のケアプランというのは一体どういうことなのかということとをちょっと説明をさせてもらって、介護保険はケアプランを立てるときには、これは介護保険のサービスだけじゃないんですね。要するに地域支援事業とかボランティアとか、家族さんの援助とか有償サービスとか、それからシルバービジネスとか、介護保険以外のものも含めてケアプランを立てるということなんですね。

そうすると、これを立てるケアマネさんは、当然専門知識もいろいろ要るわけですね。そういうことをしますと、今地域包括支援センターで特定高齢者を含めるということになると、もっと数が増えてくるということは明らかなんです。そうすると今の3人の人でやっていけるかどうか。今26名が地域包括の方やっているわけですから、当然これはできないということになるわけですね。

これは平成18年度から私は何回も質問させてもらいました。できるんですかというように質問させてもらいました。現実に支障が出ていると私は理解しております。これに対して行政としてどう考えているかについて、予算がないからできないということになると、これは

実際にはケアプランを立てられないと、サービスを受けられなくなるわけですから、このケアプランそのものについての認識をやはり改めていただきたいと思うわけですね。

ただ単なる介護サービスだけを提供するのがケアプランじゃないわけですから、そういうもろもろの有償サービスからボランティアも含めたケアプランですから、非常にきめ細かいことなんですね。そういう意味でこのケアプランを立てる人は、非常に重要であると思いますので、これをやはり育成をする、増員するということは当然のことだと思いますけれども、この点についていかがでしょうか。

福祉政策課長（杉本正範） はい、議長。

副議長（森尾和正） 福祉政策課長。

福祉政策課長（杉本正範） 当然、だんだん包括支援センターに対する要望というのか、増えてくると思います。現在もケアプラン26名持っておりますけれども、去年は34名ございました。徐々に今減らしていっている状態で、外部委託を増やしております。当然人員的にも足りなくなってくると思いますので、その点は要望していきたいと考えております。

7番（西村 潔） 議長。

副議長（森尾和正） はい、西村議員。

西村議員、時間ですので、早くまとめてください。

7番（西村 潔） 私としては、今数字では218名の方のうち、103名がケアプランをしている。残りの人はやっていないわけですね。だからそういうことになると、実質的には半分の方は何もサービスを受けていないということになりますので、全員218名が受けられるようにやはり体制を組んでいかないといけません。そうするとやはりケアプランを立てる人、ケアマネジャーが必要なわけです。この点についてやはりもう少し認識をトップの方が改めていただかないといけませんと思いますけれども、いかがでしょうか。

福祉部次長（中尾博幸） はい。

副議長（森尾和正） 福祉部次長。

福祉部次長（中尾博幸） 西村議員おっしゃるように、すべての方が介護保険のサービスを受けておられるというわけではございません。これにつきましては、もちろん個人さんの意思もございますので、それにつきましては、個人さんを尊重というふうには思っています。

ただ、先ほどからもおっしゃっていますように、今後包括の役割というものにつきましては、私どもも十分認識をしておりますので、それにつきましては、今後、先ほど申しましたように包括と、それから介護保険系の連携をまず最初に行いまして、進めてまいりたいとい

うふうに思っております。

副議長（森尾和正） 時間ですので、これにて西村潔議員の質問を終結いたします。

谷 本 昌 弘

副議長（森尾和正） 4番目に、谷本昌弘議員、登壇の上質問願います。

9番（谷本昌弘） はい、議長。

副議長（森尾和正） はい、谷本議員。

（9番 谷本昌弘 登壇）

9番（谷本昌弘） 一般質問通告書に基づきまして、次の質問をいたします。

私立保育園の町民プールの使用についてでございます。

長かった夏休みも先日ようやく終わりました。それぞれに楽しく過ごされたであろう、その面影が元気に日焼けしたその顔、体からうかがわれます。これからの9月、みんな仲よくまた園児生活、学校生活が始まろうとしております。

夏休みのある日の午後、このようなことがありましたと、若いお母さんの愚痴をお聞きいたしました。どのようなことかと申し上げますと、私と2歳の子供と4歳の子供の3人でプールに行きましたと。私200円、2歳児は無料、4歳児が100円、合計300円を払って適当にすいておる河合町民プールの小プールで遊んでおりましたと。

しばらくすると、大勢の子供さんたちが引率の方と連れ添ってやってこられました。大体十二、三人から15人までですかね、小さなプールは、たちまち20人を超えるような人数になってきまして、めいめいが元気よく遊び回り、はしゃぎ出し、そのにぎやかなこと、とても私たち3人はゆっくりと遊んでいられるスペースがなくなり、追い出されたような格好でプールから出ましたと。

しばらく休憩しておりますと、子供さんたちが帰っていきました。大体20分ぐらいですかね。帰っていかれて、さあ、これからまたプールに入って遊ぼうと思っておった矢先に、また次の子供さんたちが入ってきました。もちろん団体、引率の方を含めて入って来られました。外を見たら私立保育園の送迎バス。さきの子供さんたちを連れて帰っていかれるところでございました。

後日、私はその子供さんたちが皆無料でプールに入っていると。また付き添いの方も皆さ

ん、いわゆる関係者全員の方が無料でプールを使用されておるということを知りました。お金を払って入っている私たちが小さくなって追い出され、無料で入っておる小さな子供さんたち、関係者の方々が悠々として、また堂々と出ていかれると。これっておかしいことと思いませんか。何で無料なのと。全く不公平と思いませんかといったことでございました。

後日、私も担当課のほうにその話を確認いたしました。保育園の園児一行は学校生活の一環としておるので無料で開放しているとのこと。おかしいなと私もそれは思っております。住民の皆さん方がそのような説明で納得されるのでしょうか。全く不公平ではないのかと。町民プールを使用する以外に、ほかに方法はなかったのかといったようなことでございます。

後は自席にて質問いたします。

保健スポーツ課長（大平謙治） はい、議長。

副議長（森尾和正） 保健スポーツ課長。

保健スポーツ課長（大平謙治） 町民プールの使用についてお答えさせていただきます。

本年4月に開園されました私立保育園より、園児に水遊びの楽しさなどを指導し、保育教育を高めるべく町民プール使用の申し出がありました。内容は、園児43名に対し保育士5名を安全監視で配置することであり、クラス別に入水することでした。

町としましては認可保育園であるとのことから、今年度は町民プール使用を認めたところであります。しかしながら、ほかのプール利用者からのご指摘事項を考えますと、次年度につきましては慎重に対応を検討してまいりたいと思っております。

以上です。

9番（谷本昌弘） はい、議長。

副議長（森尾和正） 谷本議員。

9番（谷本昌弘） 大勢の子供さんたちを無料で引き受けるということに関しましては、確かにまた現状、私このお母さんのこの苦言を聞いて、後日私も孫を連れて娘と一緒にこのプールの現状を視察しに行っております、ほとんどこの若いお母さんと同じことを私も見ております。一番小さな園児用のプールですね、20人ほど入ったらほとんど楽しく遊べるということは、水遊びはできますが、一緒になって楽しく泳ぐ、お母さんが浮き輪を使って小さい子供さんを誘導する、あるいは一緒になって泳ぐという行為はあの小さなプールではもうできんようになります。

ただ水遊び、水かけたり、あるいは鬼ごっこしたりといった水遊びはできるけれども、ゆ

っくりとして、あそこでプールでくつろぐということはできません。そのような面から、ましてまた20人も入ってしまいますと、自分の孫がどこにおるのかということも、なかなか見づらくなります。私は外のベンチからその状況を見ておりましたので、実際にどこに私の孫がおんのかいなというような状態で、危険というものがついてくるのではないかなと、こう思っております。

そこで、お聞きいたします。

万が一、こういうふうな事故ですね、もちろん事故の対応については、あるいは監視とかいったそのような監視体制は十分されておるとは思っておりますけれども、万が一不測にもそのような水の事故、これは全国毎年夏になりますと訃報というものが、悲報といいますが、飛び込んできます。万一、私たちの場所でそのようなことが起きた場合ですね、河合町はその一切その責任を負わないといったことなどを交わしてあるのかと、先方さんと。その辺をいま一度お聞きいたします。

保健スポーツ課長（大平謙治） はい、議長。

副議長（森尾和正） 保健スポーツ課長。

保健スポーツ課長（大平謙治） 今の質問で、プールの使用に当たりまして、保育園からの人数等々、制限をいたしまして、一番少ない時間帯を設けたわけですが、議員ご指摘の指導に当たりまして、私立保育園からの使用願には、保育士により安全に監視いたしますと明記していただいております。

また、ふだんの町民プールにおきましては、町より常時5名の監視員を配置しており、毎朝時間帯、時間帯にミーティング等々の打ち合わせをしております、また町民プールの施設の中の安全対策にもいろんな仕切りとかバーとか標示等を設けております。

それで、その今回に関しましても、私立保育園と事前に細かい打ち合わせを行いまして、監視員等につきましては口頭で十分打ち合わせした上で、13名余りの園児に5名の監視員を配置するというので、配置していただきました。それで、その保育園が責任を持って監視するという条件をつけて、安全には配慮させていただきました。

それで、事故につきまして等でございますが、私もそのときプールにおりましたんですが、絶えずプールにつきましては事故は未然に防ぐという方向で、監視員等々を教育してまいりまして、安全対策にはそれを十分に伝達しておる次第でございます。

以上です。

副議長（森尾和正） 谷本議員。

9番（谷本昌弘） 事故が起こらないように、十分な監視をしておるとのことです。それは当然なことではございますが、それでも事故というものは起こるときがあります。不測の事態というものが生じて、万が一にもその事故が起こったとき、河合町は一切その責任を負わないといったことなどなど、文書で先方と交わしておられるのかを再度お聞きいたします。

保健スポーツ課長（大平謙治） はい。

副議長（森尾和正） 保健スポーツ課長。

保健スポーツ課長（大平謙治） ただいまの質問の文書でございますが、最初の使用願のほうでいただいているほかには、そういう書類等は交わしておりません。

副議長（森尾和正） 谷本議員。

9番（谷本昌弘） でき得れば、文書で交わしていただきたいと強くお願いいたします。

皆様方、まだ忘れておられないと思いますが、2年前ですね、そのような事故が起こったわけです。現実には私たちのその町民プールで、あわや水死しているかもわからんというような事故が起こったわけです。皆さん方監視の目の中に十分に気をつけていられるにもかかわらず、そのような事故が現に発生したわけですね。

当時、2年前です。担当課長がその場に適切な処置、本当に100%適切な処置、事故処置を施されて、事なきを得ております。その話を私も聞いて、本当に万が一、表に出たからよかったものの、これが裏目に回って水死というような最悪の事件になりますと、本当にこの河合町はひっくり返ってしまいます。去年、おととしの話です。そのような事件もありましたので、このような、ましてや無料の子供さんをたくさん受け入れておられるんだったら、なおさら、そのような責任は一切問いませんというようなことをぜひ文書で交わしてほしいと思っております。

また、お聞きいたしますが、保育園建設に当たって、保育園側はこのプールは屋上に設置するというふうに住民説明されております。また設計図面にもそのように明示してありました。それがなぜ、そしたら設計変更されて、園が開園してみるとプールがなかったと。そして河合町のプールを使用されておるのか、その理由ですね、保育園側がそのプールがなくなった原因ですね。それ行政のほうはご存じですか。どのような理由でそのプールがなくなったということ。お願いします。

保健スポーツ課長（大平謙治） はい。

副議長（森尾和正） 保健スポーツ課長。

保健スポーツ課長（大平謙治） 私のほうから、先ほどおっしゃいましたが、書類のことで

ございますけれども、先ほど申しました次年度等につきましては、慎重に対応をすべて含めまして検討してまいりたいと思います。

本年につきましては、幸いにも事故等がございましたが、すべてのことを想定した上で慎重に対応したいと思います。

福祉部次長（中尾博幸） はい、議長。

副議長（森尾和正） 福祉部次長。

福祉部次長（中尾博幸） 西大和保育園のいわゆるプール計画ですね。これにつきましては、確かに当初屋上のほうで計画をされておられました。ただこれにつきましては、西大和保育園の都合によりまして計画変更されたというところでございます。

9番（谷本昌弘） はい、議長。

副議長（森尾和正） 谷本議員。

9番（谷本昌弘） お聞きしたように、都合で変更されたという答弁でございますが、非常に私立の保育園やなというところがうかがわれます。

と申しますのも、屋上にプールをつくるとなれば、構造的に相当大きな予算を計上しなくてはなりません。それだけの目方、数十トンというのが頭の上にかかりますので、建物そのものの構造が非常に大きくなってきて、金額的にもかなり増えます。

ところがプールをつくらないとなると、それなりの骨組みで建設はできます。今後、この今現状、プールがない状態、こんなん言うてももう始まりませんねんけれども、プールがない状態でこのままそしたら、今後も河合町のプールを使用されるわけですか。それとも幾らかの年数を限って使用していただくのか、その辺をちょっとお聞きいたします。

福祉部次長（中尾博幸） 議長。

副議長（森尾和正） 福祉部次長。

福祉部次長（中尾博幸） まず、西大和保育園のプール、これにつきましては当初開園の当時からないということで、学園のほうでは組み立て式のプールを計画するというふうにおっしゃっておられました。

それと、今後につきましては先ほど課長が申しましたように、町民プールの使用につきましては、町内部のほうで検討してまいりたいというふうに思っております。

9番（谷本昌弘） 議長。

副議長（森尾和正） はい、谷本議員。

9番（谷本昌弘） でき得れば保育園内で自前のプールをつくっていただきたいと。河合保

育所、広瀬台にありますね。小さなプールがございます。河合幼稚園にもやっぱりあります。また西穴闇保育所にも立派過ぎるほどの保育所もございます。本当は自前で自分の園にプールをつくっていただきたいんですが、どうしてもとおっしゃるのであれば、私はお互いの園側のこと、あるいは河合町側にしても西穴闇の保育所、立派過ぎるほどのプールがございます。これを併用されてはどうかというふうに考えております。その辺は検討されたのでしょうか。お伺いいたします。

福祉政策課長（杉本正範） 議長。

副議長（森尾和正） 福祉政策課長。

福祉政策課長（杉本正範） 今年度におきまして、西穴闇保育所のプールを西大和保育園が当初4回予定、利用されて、園児交流という観点から4回予定されていたんですが、雨等の都合がありまして2回になったんですけれども、今後このような交流の場を継続して設けていって、プールを使用していただきたいと考えております。

9番（谷本昌弘） はい。

副議長（森尾和正） はい、谷本議員。

9番（谷本昌弘） 今後とも継続していきたいという、そのような意向でございますので、でき得る限り、その事故起こった節には、当方は責任を負わないといったことなどなど、文書で明示していただきたいと思っております。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

副議長（森尾和正） これにて、谷本昌弘議員の質問を終結いたします。

暫時休憩します。

午後は1時から再開します。

休憩 午前 11時50分

再開 午後 1時00分

議長（中尾伊佐男） 再開します。

池原真智子

議長（中尾伊佐男） 5番目に、池原真智子議員、登壇の上質問願います。

6番（池原真智子） はい、議長。

議長（中尾伊佐男） 池原議員。

（6番 池原真智子 登壇）

6番（池原真智子） それでは、議席番号6番、池原真智子のほうから一般質問をさせていただきます。

まず最初に、国民健康保険税についてお聞きをいたします。

以前にも指摘をさせていただいてきたところですが、国保の税額が高額過ぎるとの声が多く、住民の皆さんから寄せられています。しかも国保税の納付は現在8回に分けられていますが、総税額が高額なため、1回の納付額が高過ぎるのではとの指摘がなされているところです。住民にとっては負担が大き過ぎるのではないのでしょうか。そのため、せめて1回の納付額が小さくなるような手だてを考えられないのでしょうか。

具体的には、現行8回の納付を1カ月ごと、つまり、12回に分けての徴収はできないものなのでしょうか。お答えをお願いします。

2つ目に、町営住宅について、質問をいたします。

そもそも町営住宅は、河合町営住宅管理条例によりますと、低所得者を対象にしたもので、入居対象者もそれに基づいて設定されています。一方、私はこれまで数多くのDV被害者からのご相談をお受けしてきましたが、その大部分の方は生活に困窮されており、住むところも自力では確保できないという状況に置かれています。つい最近も、夫に無理やり家を追い出され、子供とともにその日休めるところもないというご相談をさせていただいてきたところです。奈良県には公立の一時保護所がありますが、そこへの入所も困難な場合、町として緊急避難的措置を考えるべきだと思います。

具体的には、DV被害者支援という立場から、町営住宅への入居も含めて救済策を示すべきではないのでしょうか。住宅管理条例の趣旨に照らしても必要な措置だと思いますが、町としての考え方を明らかにしてください。

再質問については自席で行いたいと思います。よろしくをお願いします。

住民福祉課長（大西孝幸） はい、議長。

議長（中尾伊佐男） 住民福祉課長。

住民福祉課長（大西孝幸） それでは、池原議員の国民健康保険税について、現行の保険税

の納付回数を毎月の納付に改めてくださいというご質問であります。現在国民健康保険税については、保険税の算定基礎となる所得の確定を受けまして、7月1日に本算定を行っております。納期につきましては、7月から翌年の2月までの8期の納付方法となっております。

ご質問されております毎月納付になりますと、まず正確な所得の把握ができないまま、算定を行う、仮算定という方法で、前年度の所得をもとに賦課をします。その後、所得の確定を受けまして、7月に本算定を行い、新たに税額を決定します。

このような算定方法をとりますと、前年度との所得に増減がある方については、税額についてもかなりの増減が発生します。このようなことから、被保険者の方が混迷することが考えられますので、現在のところ納付回数の変更については考えておりません。

以上です。

住民生活課長（津田浩二） はい、議長。

議長（中尾伊佐男） 住民生活課長。

住民生活課長（津田浩二） 私のほうから2点目の町営住宅についてということで。

DV被害者や生活困窮者等に対する配慮した住宅施策ということではありますが、先ほど池原議員もおっしゃいましたように、町営住宅入居及び管理につきましては、河合町営住宅管理条例に基づき行っているところであります。

町営住宅の入居基準に関しましては、低所得者を基準とし、なおかつ減免措置等の生活困窮者対策を行っております。しかし、現在社会問題となっておりますDVに対する被害者救済対策として、一時的避難施設等としての町営住宅入居に関する優遇措置は行っておりません。今後、DV被害者に配慮した優遇対策については、県並びに関係課と協議し、検討してまいりたいと考えております。

6番（池原真智子） はい、議長。

議長（中尾伊佐男） 池原議員。

6番（池原真智子） まず国保につきましては、7月に所得税の本算定があるんで、7月から2月までの8期に分けているということで、12回に分けるのは考えていないというご答弁があったんですけども、まずお答え願いたいのは、住民の負担が大きくなっているということについての考え方ですね。町としての。その点についてまずお答えを願いたいと思います。

それから、住宅についてはこれから協議していくというお答えだったんですけども、ま

ず住宅の担当課として、DVの問題についてどのようにお考えなのか、その点について再度お答えを願いたいというふうに思います。

住民福祉課長（大西孝幸） はい、議長。

議長（中尾伊佐男） 住民福祉課長。

住民福祉課長（大西孝幸） 住民の負担が大きいと、1回の負担が大きいということですが、そういう方につきましては、個別に、2月が最終の納期でありますから、3、4、5と3カ月、次年度が始まるのが7月ですから、6までは割れることはできますが、現年度に収納したいということもありまして、そういう方については3月、4月、5月ということで納付相談という形をとらせていただきます。

以上です。

住民生活課長（津田浩二） はい、議長。

議長（中尾伊佐男） 住民生活課長。

住民生活課長（津田浩二） DVについては社会的な問題ということで、その被害者、加害者に関する事、生命にかかわる問題だと考えます。

なおかつ、それに当たりまして、例えば河合町でそういう問題があれば、河合町の施設、町営住宅で一時避難として要るかどうかということも考えられますので、そういうことも含めて検討していきたいということです。

6番（池原真智子） はい、議長。

議長（中尾伊佐男） 池原議員。

6番（池原真智子） 国保に関して、個別に残り3月、4月、5月で相談に応じていきたいという答えだったんですけども、だとすれば、5月まで延長して集めるという方法も全体的にとれるのではないかなと、私なんか思ってしまうんですけども、その辺はどうかと思うのと、相談に応じるということで現実にそういう対応がなされているのかどうか教えてほしいと思います。

ほんで、住宅については、必要性を感じておられるのかどうか、もう一つ今の答弁では私自身わからないんで、その点についてお答えをお願いします。

住民福祉課長（大西孝幸） はい、議長。

議長（中尾伊佐男） 住民福祉課長。

住民福祉課長（大西孝幸） 5月までにはできないかということですね。

それは、一応納付回数は7月から翌年の2月の8回で考えておりますので、5月まで延ば

すということについては考えておりません。

また、納付相談、要はそういう相談があるのではないかという質問ですが、実際のところ納付相談はございます。

以上です。

住民生活課長（津田浩二） はい、議長。

議長（中尾伊佐男） 住民生活課長。

住民生活課長（津田浩二） DV被害者に対する一時的避難、避難施設というのは必要だと思っております。ただ、それを町営住宅にという形でいいのかどうかというのは、ちょっと今後の協議だと思うんです。そういうことで。

6番（池原真智子） はい、議長。

議長（中尾伊佐男） 池原議員。

6番（池原真智子） 国保で5月まで延長するのは無理やっておっしゃったんですけれども、その理由を教えてください。

そこで、何で町営住宅が一時避難の場所にするのが困難なのかがわからないんですが、そのことも教えてください。

議長（中尾伊佐男） 住民福祉課長。

住民福祉課長（大西孝幸） 5月までに延ばせないかというご質問ですが、延ばしますと滞納になる可能性もあります。今現在2月で納期を切っているのは、その3月、4月を滞納、納付が要は遅くなる方についての余力として考えておりますので、5月まで延ばしますと、要は滞納となることが考えられますので、現在考えておりません。

住民生活課長（津田浩二） はい、議長。

議長（中尾伊佐男） 住民生活課長。

住民生活課長（津田浩二） 一時避難施設というのは、DV被害者に対する加害者からの安全を守るということだと思っております。それに対しまして、例えば河合町なんかで起きましたら、例えば河合町の町営住宅というふうに、一時的に避難されれば、町営住宅であれば自然と知れ渡るということも考えられます。だからそういうふうな安全面から考えてもちょっと一時避難施設というのはどうかということ。

6番（池原真智子） はい、議長。

議長（中尾伊佐男） 池原議員。

6番（池原真智子） 国保で5月までいったら滞納になるというご答弁だったんですけど、

5月まで設定すれば滞納にならないのではないですか、別に。もともと5月まで設定すればというふうに思います。

それと、住宅に関して、その安全面を心配されるのはわかるんですけども、そのケース、ケースに応じて違う場合もあるんですよ。その地元の仮に町営住宅へ入居したからといって、すぐにその安全が脅かされるということでもない場合もあるんですけども、そうした場合の対応についてお答え願いたいのと、そんでもう一つは、今実際私が持っているケースなんですけれども、今とりあえず一時保護所に避難されましたけれども、その人はもう持っているお金もすごく少なくて、民間アパートにもそれから公団にも入居できないような条件の方で、それでその後全然住むところがないという方だったら、例えば一時保護所は2週間の滞在が基本に今なっていますので、それ以降の住みかとして町営住宅が考えられないものかどうか、その点についてお答えを願いたいと思います。

福祉部次長（中尾博幸） 議長。

議長（中尾伊佐男） 福祉部次長。

福祉部次長（中尾博幸） 国保の回数の問題で、5月までと申されますけれども、行政の会計年度は基本的に4月から翌年の3月というようになっておりますので、5月にしますと年度をまたぎますので、それは無理ということでございます。

住民生活部長（竹林信也） 議長。

議長（中尾伊佐男） 住民生活部長。

住民生活部長（竹林信也） ただいまの池原議員のご質問でございますけれども、町営住宅がなぜ一時保護施設にならないのかと、ケースもいろいろあるんじゃないかということでございますけれども、一般的には課長が申しましたように、町内のDV被害者が町内の町営住宅に入るということになりましたと、町内でございますので、加害者に居どころが知れ渡るということになりましたんで、そこでまた暴力が発生する可能性もありますし、その町営住宅に入居されております他の住民の方々にも迷惑がかかるんじゃないかということで、課長が答弁を申しております。

その中で、ケースがあるんじゃないかということでございますけれども、そういう部分も含めながら今後検討していきたいという答弁でございますので、よろしく願いをいたします。

6番（池原真智子） はい、議長。

議長（中尾伊佐男） 池原議員。

6番(池原真智子) 中尾次長のほうから会計年度があるという答弁だったんですけども、それはもちろん私にも理解ができるんですけども、ただし例外的に会計年度というのは押しなべて町の都合といたしますか、こんな言い方をしたら失礼ですけども、それを飛び越えて納付回数を増やすということにはならないんでしょうかね。その点についてもう一度お答えを願いたいのと、それと住宅については、さっき私質問したんですけども、仮に一時避難的な場所にならずに、今一時保護所に入っている方が、次の住みかとして町営住宅に入るという考え方はどうなんでしょうか。その点について再度お答え願います。

福祉部長(福井裕幸) 議長。

議長(中尾伊佐男) 福祉部部长。

福祉部長(福井裕幸) 会計年度ということで本来4月から3月までと。それと出納閉鎖期間といたしまして4、5があるということで、できれば私どもとして現年に収納させていただきたいということで、7月から2月までと。

先ほどから答弁させていただいていますように、3、4、5につきましては個別に相談可能やということでさせていただきたいと。ただ、国保会計につきまして、先に県で統一されようとしております。この分につきましては8回納付ということで検討されておりますので、それら等を踏まえれば、今回数を増やしてまた後に8回に戻る、住民に不安を与えるというか、状況もあります。

また、これを改正することになれば、介護保険等々8期ですので、その辺も踏まえて、もしするとなれば全体を踏まえたちょっと検討をせねばならんのかなというふうに考えております。

以上です。

住民生活部長(竹林信也) 議長。

議長(中尾伊佐男) 住民生活部部长。

住民生活部長(竹林信也) 現在の河合町の住宅管理条例でいきますと、DVに対する優遇措置がございませんので、通常の申し込みをして、通常の形で入居をするという形になります。

6番(池原真智子) はい、議長。

議長(中尾伊佐男) 池原議員。

6番(池原真智子) 保険については、今部長の説明で、県統一になるので不都合だということご答弁だったんです。だったらせめてその3月までの徴収に、工夫でできないものかどうか

と、それから3月から5月まで相談に応じるって、さっき課長のご答弁がありましたけれども、その辺が住民が知らないですよ、多分そんなことがあるっていうのを。それを周知するのは無理なのかどうかお答えを願いたいのと、それから住宅につきましては、だったら県営住宅でもDV枠といいますか、条例の中でDV対策がうたわれているんで、できれば河合町の住宅管理条例の改正ですね、DVの対策を一文入れると。私、さっき質問で申し上げましたけれども、ほんまに生活困窮者が多いという視点に照らしても、整合性は私は十分にあると思いますし、課長のさっきの答弁でも必要性は認識しているということでありましたので、だったら条例を改正していただきたいというふうに思うんですが、その辺はいかがですか。

福祉部長（福井裕幸） 議長。

議長（中尾伊佐男） 福祉部長。

福祉部長（福井裕幸） 納期につきましては3月までということで、現在、先ほどから申し上げますように2月までということです。ただ、3月までにすることにつきましては、町のほうへ来ていただく、あるいは出張所のほうへ来ていただく。いろんなご相談をしていただければ、そういうお話できると思います。

あるいは、全町的に考えるとすれば、先ほど申し上げたように介護保険等々、これを全体に含め検討する場合には、根拠を持って8回を9回等々と。

また、3月だけということになれば、その周知についてはかなり難しいかなと。便宜上そうさせていただくということなので、周知についてはかなり難しいかなという思いはしております。

以上です。

住民生活部長（竹林信也） 議長。

議長（中尾伊佐男） 住民生活部長。

住民生活部長（竹林信也） 県営住宅についてでございますけれども、県営住宅の優遇措置と申しますのは、入居者の資格条件、それを緩和しているということで、母子の扱いをしているということでございますので、すぐに入居できるということではないようでございます。資格が緩和されておまして、その後抽せんで入居するというふうに聞いております。

6番（池原真智子） はい、議長。

議長（中尾伊佐男） 池原議員。

6番（池原真智子） 保険については要相談ということなんですけれども、私の言っている

周知は、対象となる住民の方が、そんな相談に応じてもらえるかどうかはわからないんですよ、普通。ですから、その辺の周知をするべきではないかという提案をさせていただいているので、再度答弁をお願いしたいのと、それから、住宅に関しましては、県営住宅がそういう状況では、私は改めて県に対して要望をしていかなければならないという思いとともに、河合町としても条例の見直しをするべきではないのかと。

全くないわけではないので、部長もご存じだと思いますが、DV被害者は河合町の中でも、私も年間数人の被害者の相談に乗せていただいて、今までその住宅の問題がなかったのであえて申し上げなかったんですが、今そういう問題が浮上してきましたので、きちんとその方の対応をできるように条例改正を急ぐべきではないかと私はと思いますが、その辺についていかがですか。

福祉部長（福井裕幸） 議長。

議長（中尾伊佐男） 福祉部長。

福祉部長（福井裕幸） お知らせにつきましては、検討させていただきたいと思います。

住民生活部長（竹林信也） 議長。

議長（中尾伊佐男） 住民生活部長。

住民生活部長（竹林信也） 先ほど答弁漏れがありましたけれども、条例改正について今後検討していくということでございます。条例改正をすることが適切かどうかを検討しながら、適切であれば条例改正をするということでございます。

6番（池原真智子） はい、議長。

議長（中尾伊佐男） 池原議員。

6番（池原真智子） 適切でないという根拠は何なのか教えてもらえますか。

住民生活部長（竹林信也） 議長。

議長（中尾伊佐男） 住民生活部長。

住民生活部長（竹林信也） 先ほどから答弁しておりますように、町内から町内という危険性があるんじゃないかということでございます。

6番（池原真智子） はい、議長。

議長（中尾伊佐男） 池原議員。

6番（池原真智子） その問題については、先ほども申し上げましたように、ケースケースによってパターンが私は分かれるというふうに思います。DVの暴力だって身体的暴力から精神的暴力から経済的な暴力からという、いろいろなパターンがあるので、早急に解決しな

ければならない問題もありますけれども、そうでもないパターンもあるんですよね、私に対応したケースでは。

その辺の考え方をまず示していただきたいんですよね。部長が今おっしゃったように、安全面で適切ではないと、一概には言えないというふうに私は思いますが、その辺はいかがですか。

住民生活部長（竹林信也） 議長。

議長（中尾伊佐男） 住民生活部長。

住民生活部長（竹林信也） DVで言います暴力というのは、おっしゃったように身体的な暴力、あるいは精神的、性的な暴力、これらを言うと思うんですけども、そういった暴力から被害者を遠ざけると、守るという安全性がなければだめだというふうに考えておりますので、先ほど申しましたように、町営住宅、町内の方が町営住宅に入ることにつきまして、そういった安全面の保障がないのではないかとというふうに考えておると。

その辺も含めて今後検討して、必要であれば条例改正もするというところでございます。

6番（池原真智子） はい、議長。

議長（中尾伊佐男） 池原議員。

6番（池原真智子） わかるんですけど、それは机上の空論に今話し合いを持っていることになるのではないかなと。実際のケースについていろいろ、必要とあれば私が持っている資料も提出させていただきますので、ぜひ条例の改正を急いでいただきたい。

それで適切でない今部長がおっしゃっている根拠が、私自身は十把一からげに言えないということをご理解いただきたいんです。こっちのほうから言えば。

ほんで、さっき申しましたように、例えば今一時保護所に入っておられて、その後のほんだら生活どうするんだっていったときに、そういう受け皿も含めて町営住宅というのはなぜかと申しますと、生活困窮者にとっては町営住宅が一番低額で入れる唯一の公営住宅なんですよね。ですから私あえて申し上げているんで、その辺についてはいかがですか。

住民生活部長（竹林信也） 議長。

議長（中尾伊佐男） 竹林部長。

住民生活部長（竹林信也） 池原議員おっしゃっていること、よくわかるんです。私もわかっているんですけども、DVは犯罪になる行為であるとか、人権侵害やということでございます。しかしながら、なぜ住宅に入れないのか、難しいのか、困難なのかという問いがございましたので、そういう答弁をしたわけでございます。

だから、今後それらも含めて、検討していくということでございますので、ご理解願いたいと思います。

6番（池原真智子） はい、議長。

議長（中尾伊佐男） 池原議員。

6番（池原真智子） 検討していただくということでお願いをしたいんですけども、最後にちょっとお聞きをしておきますが、待てしほしがたいDVの問題なので、その検討がいつまで検討されるのか、あと3年も4年も5年もかかるのであれば、また同じ問題が浮上しかねないと私は心配をするので、その辺のところだけ、最後にご答弁をお願いします。

住民生活部長（竹林信也） 議長。

議長（中尾伊佐男） 竹林部長。

住民生活部長（竹林信也） いつまでやということでございますけれども、速やかに検討させていただきたいと。よろしいでしょうか。

6番（池原真智子） はい、議長。

議長（中尾伊佐男） 池原議員。

6番（池原真智子） 速やかに検討していただくことをお願いをしまして、私のほうからの一般質問を終わります。

議長（中尾伊佐男） これにて、池原真智子議員の質問を終結いたします。

枚 本 光 清

議長（中尾伊佐男） 6番目に、枚本光清議員、登壇の上質問願います。

2番（枚本光清） はい、議長。

議長（中尾伊佐男） 枚本議員。

（2番 枚本光清 登壇）

2番（枚本光清） 議席番号2番、枚本光清が通告書に基づき、一般質問をいたします。

まず、税金について質問させていただきます。

平成22年度税金の概要については決算書にてお示しいただいておりますが、毎年実施されています町職員による特別徴収について、平成22年度も実施されたと聞いております。特別徴収を実施することによる、町税金に対するその効果額及び効果の割合、さらには特別徴収

にかかる人件費の額及びその費用対効果について、担当課長の所見も含めて回答をお願いいたします。

また、全国的にリーマンショックや記録的円高など、複合的要因による経済の不安定さが顕著になっています。全国的な経済活動の悪化は、地方公共団体にも影響し、河合町も例外ではなく、このような諸問題のあおりを受けている状態と言えます。町税の過去15年間の予算においても、平成10年度に約24億2,500万円で最高額。平成17年度に約19億6,700万円で最低額となっており、平成9年度から平成23年度までの平均が約21億8,800万円となっております。

今現在約22億円前後を推移する税収ですが、今後少子高齢化問題がさらに加速し、将来における税収の不安定な状況や減額は想定範囲内にとらえますが、想定できるがゆえにその対応策も当然に構想されているものと考えます。町民一人一人の負担を変えずに税収の上限を引き上げる。今の予算を100%として、それを105%や106%へと引き上げていく、具体的な施策及び中長期的ビジョンの提示をお願いいたします。

続きまして、教育環境についての質問をさせていただきます。

文部科学省の学級経営研究会の定義によりますと、学級崩壊とは、生徒が教室内で勝手な行動をして教師の指導に従わず、授業が成立しない学級の状態が一定以上継続し、学級担任による通常的手法では問題解決ができない状態に立ち至っている場合であるとなっておりますが、河合町の小中学校5校のうち、このような学級崩壊、授業崩壊、または学級崩壊をしているにもかかわらず、荒れというあいまいな表現で示されたもので、教育委員会で把握されている事象はございますでしょうか。

再質問は自席にて行わせていただきます。

税務課長（岡田昌浩） はい、議長。

議長（中尾伊佐男） 税務課長。

税務課長（岡田昌浩） まず、1点目のご質問でございます、職員による町税の徴収にかかわっての質問にお答えさせていただきます。

自主財源の確保は行政運営の根源をなすものであるため、副町長をトップに町税等徴収率向上対策本部で組織的に徴収強化に取り組み、徴収率の向上に努めております。町税等徴収部会の実績といたしまして、職員数36名、18組で納付額として95万2,900円いただいております。

また、訪問後、役場及び出張所での納付額につきましては173万8,000円でございます。

町たばこ税を除く、町税調定額は21億8,319万8,727円、納付額269万900円で、その割合といたしまして、0.12%でございます。要した費用の人件費は61万4,304円で、費用対効果額といたしまして、207万6,596円となります。そのほか、訪問徴収の効果といたしまして、所在確認と滞納に対する町の徴収姿勢を示すことができ、長期滞納への防止と徴収率向上が図れたということになります。

2点目の今後の税収を増やす政策についてでございます。

少子高齢化の進展によりまして、生産年齢人口の減少、それとともに景気低迷に伴いまして、企業業績や雇用環境の悪化などにより、平成22年度の町民税は前年度に比べまして1億4,337万8,000円の減収となっております。今の状態が続いていけば、今後も町民税が減少するということが予想されます。

そうしたことから、税収を増やす政策といたしまして、納税者を増やし、納税額を増やす政策が重要となってきます。直接的な政策では滞納処分、資産の処分等、財政健全化で既に取り組んでおります。さらに24年度からは休みなく営業する特性から、コンビニ収納を導入していこうというふうに考えております。

間接的な政策では、経済的効果により税収を増加させる政策、例えば商業施設や企業が進出することによりまして、企業収益や雇用の創設、雇用の確保、資産価値の増加等によりまして経済効果を高め、地域活性化による税収増が図れる政策の検討が必要となってきます。

また、納税者を増やす政策といたしまして、安心安全なサービスを提供し、若い世代、子育て世代の転入に結びつく政策が必要というふうに考えております。それには、選ばれる町、暮らしたい町に魅力ある河合ブランドを確立し、そのイメージ化により町の価値が上昇すれば、全国から河合町に住むということを選択し、人口が増加する。その結果税収も増加することが期待されます。

政策は長期的視野に立って、さまざまな選択肢を発想し、その上で何を選ぶかによって10年、20年先の町の姿が大きく変わってくるというふうに思います。

以上です。

教育総務課長（御輿善弘） 議長。

議長（中尾伊佐男） 教育総務課長。

教育総務課長（御輿善弘） 私のほうからは2点目の教育環境について。

町内小中学校における学級崩壊、授業崩壊、荒れなどの事象はあったか、把握されているかということですが、本町の小中学校においては少なくともここ数年、そのような事象はあ

りません。

ただ、中学校3年生はクラブ活動も終わり、集中することがなくなり、また高校受験を控え精神的にも不安定な時期です。学校ではいろいろなことが起こり得る状況にあることは認識しております。常日ごろから子供の指導に当たっては、担当やスクールカウンセラーはもとより、その他の教師も一丸となって子供たちと向き合っています。また保護者とも連携を密にすることも重要であると考えております。

2番（枚本光清） はい、議長。

議長（中尾伊佐男） 枚本議員。

2番（枚本光清） まず1つ目の特別徴収についてですが、総括をした場合、担当課長として効果的であったのでしょうか。

それと2つ目、納税者を増やすということでしたが、その具体的な計画等々はお持ちでしょうか。

あと、教育問題につきましては、不安定な事象があるということですが、その不安定な事象が学校現場で言う学級崩壊をすごく覆い隠すというか、心理的抵抗によってあいまいな表現がとられているものなのかどうかというのは、確認なされたのでしょうか。

以上3点お願いします。

税務課長（岡田昌浩） 議長。

議長（中尾伊佐男） 税務課長。

税務課長（岡田昌浩） 今回の徴収が効果があったのかどうかというご質問でございますけれども、訪問徴収するということがアナウンス効果が生まれると。それによって忘れていても、そういう端から聞いたことによってまた納付が進むということも考えられます。

先ほども言いました所在確認も含め、効果があったというふうに認識しております。

政策調整課長（澤井昭仁） 議長。

議長（中尾伊佐男） 政策調整課長。

政策調整課長（澤井昭仁） 私のほうからは、人を増やすというご質問についてお答えいたします。

先ほど税務課長が答弁しましたように、河合ブランドというイメージづくりの中で、人を自然増を増やしていこうという取り組みを今、夢ビジョンの中で位置づけしております。

ただ、ご承知いただきたいのは、少子高齢化というのは国家的な課題であります。私ども河合ブランドといいましても、そのパイの取り合いということになります。抜本的にはやは

り自然増の増加という国家的な単位での検討というのが、抜本的な解決策という部分についてはご承知願いたいというふうに思います。

教育部次長（井筒 匠） 議長。

議長（中尾伊佐男） 教育部長。

教育部次長（井筒 匠） 学校の崩壊というか荒れという部分で課長がお答えした、不安定なという部分なんですけれども、私も経験あるんですけれども、中学校の時期というのは非常に多感な時期で、不安定になるという意味で、そういう事象があったというのは、最初にも答えましたように、ここ数年そういったことがないというふうにお答えしておきます。

2番（杵本光清） はい、議長。

議長（中尾伊佐男） 杵本議員。

2番（杵本光清） 特別徴収についてですが、こちらのほうは日常的な収税業務の中で行うことは不可能なのでしょうか。

教育につきまして、ないということですので、順調に的確な教育活動が行われているということで間違いはないのでしょうか。

税務課長（岡田昌浩） 議長。

議長（中尾伊佐男） 税務課長。

税務課長（岡田昌浩） 日常的な業務の中で特別徴収を行ってはどうかという話でございますけれども、日常業務の中でも徴収自体職員が行っております。これは対策本部としての徴収実態でございます。町税のみではなく、保険税に対してもございますし、水道に対してもございます。町組織的に取り組むという徴収でございますので、課レベルでの話ではないということでご理解をお願いします。

教育部次長（井筒 匠） はい。

議長（中尾伊佐男） 教育部次長。

教育部次長（井筒 匠） これも課長がお答えした中で、そういうことが起こり得るような、そういう不安定な時期でもあるということで、一丸となってそういうことが起こらないように、今後も私も努めていきたいというふうに思っています。

2番（杵本光清） はい、議長。

議長（中尾伊佐男） 杵本議員。

2番（杵本光清） 先ほど聞きましたのは、特別徴収を日常的な収税業務の中に入れるのではなく、日常的な収税業務で啓発活動を強化するということはできないのかという質問をさ

せていただいた次第なんです。

学級崩壊、授業崩壊が現在起こっていないということですが、今後もし起こった場合、どのような政策、対策、原因究明等々をお考えでしょうか。

総務部長（迎田臨成） はい、議長。

議長（中尾伊佐男） 総務部長。

総務部長（迎田臨成） 税の問題でございますけども、また今ご質問いただきました。先ほど課長ご説明申し上げましたように、現在、河合町では対策本部を設置して、年間のうちでその月を決めて、こういう形で一斉徴収をやっていると。

それと税務課は税務課でそれぞれ毎月毎日担当職員が徴収に回っているという中で、この徴収月間というのが、奈良県下全市町村挙げて毎年何月と何月は徴収月間ということで、広報でもいつもPRさせていただいていますように、そういう形で全庁挙げて取り組むというふうなことから、こういう取り組みをさせていただいています。そういうことでご理解願いたいと思います。

教育部次長（井筒 匠） はい、議長。

議長（中尾伊佐男） 教育部次長。

教育部次長（井筒 匠） まずそういうことが起こらないよう、一丸となってという言葉になるんですけども、努めていきたいというように思っています。

2番（杵本光清） はい、議長。

議長（中尾伊佐男） 杵本議員。

2番（杵本光清） すみません、ありがとうございます。これで質問のほう終わらせていただきます。

議長（中尾伊佐男） これにて、杵本光清議員の質問を終結いたします。

散会の宣告

議長（中尾伊佐男） お諮りします。

本日はこれにて散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（中尾伊佐男） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会します。

散会 午後 1時45分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 尾 伊 佐 男

署 名 議 員 西 村 潔

署 名 議 員 足 田 俊 文